

一般社団法人日本健康・栄養システム学会 競争的資金等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本健康・栄養システム学会（以下「本会」という。）における競争的資金等の取扱いについて、適正に運営および管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において競争的資金等とは、次のものをいう。

- (1) 各省各庁から配分される研究費（各省各庁が所管する法人等から配分される研究費を含む。）
 - (2) 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金
- 2 この規程において「研究者等」とは、本会に所属する研究者、および本会の競争的資金等の運営および管理に係る全ての者をいう。
- 3 この規程において「不正」とは、競争的資金等の不正な使用をいう。

(責任と権限)

第3条 本会の競争的資金等を適正に運営および管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本会全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。最高管理責任者は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本会全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副理事長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、この規程に基づき、本会全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、研究者等に対し競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下、次に掲げる業務を行う。
 - ア 研究者等に対し不正対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に定期的に報告する。
 - イ 不正防止を図るため、研究者等に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - ウ 研究者等が、適切に競争的資金等の使用・管理を行っているか等をモニタリング（監視）し、必要に応じて改善を指導する。

(相談窓口等の設置)

第4条 本会における競争的資金等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。相談窓口は、機関内外からの問い合わせに対応し、本会における効率的な研究遂行のた

めの適切な支援に資するよう努める。

(行動規範)

第5条 不正を防止するため、本会の研究者等の行動規範を別に策定する。

(研修会等)

第6条 不正を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

(誓約書)

第7条 研究者等は、次の事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 本会の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本会や競争的資金等の配分機関による処分および法的な責任を負担すること。

2 前項の誓約書が提出されない場合は、競争的資金等の運営および管理に関与することができないものとする。

(調査委員会)

第8条 不正があった場合または不正の疑いがある事案が生じた場合には、一般社団法人日本健康・栄養システム学会競争的資金等の不正に係る調査等に関する取扱規程（以下「不正に係る調査等取扱規程」という。）に基づき設置する不正に係る調査委員会において必要な調査を行うものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正があったと認められた者については、第三者機関を含めた協議の上、本会からの退会および、社会的責任を追及するものとする。

(不正防止推進委員会の設置)

第9条 本会の競争的資金等を適正運営および管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進委員会（以下「不正防止推進委員会」という。）を設置する。

2 不正防止推進委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) 事務局
- (5) その他、最高管理責任者が指定した者

3 不正防止推進委員会は、不正防止計画の推進を担い、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握および検証に関すること。
- (2) 関係者と協力し、不正発生要因の排除・改善策を講ずること。
- (3) その他、不正防止計画の推進について必要な事項に関すること。

(通報窓口の設置)

第11条 本会における研究活動等の不正行為に対応できるようにするため、通報窓口を置く。通報窓口は事務局長とする。

2 通報窓口は、研究活動等の不正行為に係る通報を受け付けた後、すみやかに不正防止推進委員会へ連絡する。

(モニタリングの実施)

第12条 事務局は、競争的資金等の適正な運営・管理を徹底するため、顧問税理士と、適宜、情報や意見の交換等を行い、実効性のあるモニタリング（監視）に努めるものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができる。

附則

(改廃)

1 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(施行期日)

2 この規程は、令和3年1月1日より施行する。